

授業科目名	地方自治法	選 択	開講年次	3	単位数	2
科目区分	専門科目					
サブタイトル	地方自治の法と仕組み	担当者	鶴尾 和憲			
講義概要	<p>【概要】地方自治法を中心に、地方自治に関する法体系の仕組みと機能について学びます。イギリスの政治学者であるJ・ブライスは、「地方自治は民主主義の学校である」と述べました。なぜ、そのように言われているのでしょうか。実現するための法体系はどのようになっているのでしょうか。身近な問題も紹介しながら考えていきます。</p> <p>【到達目標】地方自治の仕組みについて理解し、当事者として地域の問題を解決するためにどのような行動をとることができるかについて考えることができる。</p>					
履修条件	行政法概論は履修済みであること。行政法総論Ⅰ・Ⅱ、行政救済法は履修済みであるか並行して受講することが望ましい。					
教科書・参考書	<p>【教科書】宇賀克也『地方自治法概説（第3版）』（有斐閣、2009）</p> <p>【参考書】磯部力＝小幡純子＝斎藤誠編『地方自治判例百選（第3版）』（有斐閣、2003）</p>					
授業回数	内容					
1	はじめに					
2	地方自治の基礎					
3	地方公共団体の種類と区域					
4	地方公共団体の事務					
5	地方公共団体の組織					
6	地方公共団体と他の主体との連携					
7	地方財政					
8	条例制定権					
9	条例制定権の範囲と限界					
10	住民の権利義務（1）					
11	住民の権利義務（2）					
12	住民の権利義務（3）					
13	普通地方公共団体に対する国または県の関与等（1）					
14	普通地方公共団体に対する国または県の関与等（2）					
15	おわりに					
評価方法	試験およびレポートによって判断します。講義中の私語、携帯電話の使用など受講態度の極めて悪い者には、厳しく対処します。					
評価基準	地方自治の仕組みについて理解することができる（C評価）。地方自治に関する法令の特徴ならびに地方自治体の活動について理解することができる（B評価）。地方自治体で問題とされていることについて、自らの考えを文章で説明することができる（A評価）。これらに満たない者については程度によってD、E評価とする。					
その他	基本的に講義形式で行います。講義にはあらかじめテキストの該当部分や判例を読んできてください。なお、授業では、レジュメを用意します。					